

計検第 1275 号

令和6年7月25日

一般社団法人松原市医師会会長 様

大阪府計量検定所長



令和6年度特定計量器（はかり等）の定期検査の実施周知について（依頼）

日頃から、本府計量行政の推進につきましてご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別紙「令和6年度 特定計量器定期検査の実施期日等の公示【松原市】」のとおり、松原市内に所在する病院・診療所等において取引又は証明に使用されている調剤用はかり及び体重計の定期検査を実施します。

対象のはかりが未受検となりますと、取引又は証明に使用できなくなります。

つきましては、会員の皆様へ同封の「令和6年度 特定計量器定期検査の実施期日等の公示【松原市】」、「定期検査のしおり」等を配布していただくとともに必ず受検されますよう周知をお願いいたします。

なお、本検査については、指定定期検査機関である一般社団法人大阪府計量協会に委託し実施します。

担 当 大阪府計量検定所検査課

電 話 072-872-7877（直通）

FAX 072-872-6515

E-mail keiryokenteisho-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

松原市（令和6年6月21日公示）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施します。

(1) 区域

松原市

(2) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり

(3) 実施の期日及び場所

期 日	場所（名称）	所在地
令和6年8月5日（月曜日）	松原市役所1階市民ロビー	松原市阿保一丁目1番1号
令和6年8月6日（火曜日）	松原市役所1階市民ロビー	松原市阿保一丁目1番1号
令和6年8月7日（水曜日）	松原市役所1階市民ロビー	松原市阿保一丁目1番1号
令和6年8月8日（木曜日）	松原市役所1階市民ロビー	松原市阿保一丁目1番1号
令和6年8月9日（金曜日）	松原市役所1階市民ロビー	松原市阿保一丁目1番1号

（注）検査時間については、午前10時30分から午後3時30分までです。

(4) 定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人大阪府計量協会

定期検査のしおり



大阪府計量検定所 検査課

大東市新田本町11-37

072-872-7877

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiryō/index.html>

計量法では、取引や証明に「はかり」を使う場合、いろいろな決まりが定められています。

これらの決まりを守り、正しい取引・証明を行ってください。

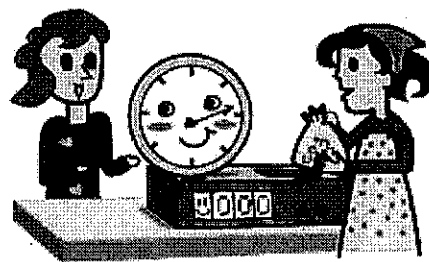
取引・証明とは

≫ 「はかり」を使った取引の例

- ・商品を量って販売する場合
- ・宅配便の料金を量って決める場合
- ・病院、薬局等で薬を調剤する場合

≫ 「はかり」を使った証明の例

- ・学校、幼稚園、病院等で体重を量って健康診断票等にしし報告する場合



「はかり」についての制度

≫ 検定について

検定とは、取引・証明に使う「はかり」について、構造が法で定められた技術基準に適合していることと、器差（誤差）が公差内にあることを検査することをいいます。

検定は、都道府県の検定所や指定を受けた製造事業者が実施します。検定に合格した「はかり」には検定証印等と検定を行った年月が付けられます。

行政機関の検定に合格したもの



30.1（又は2018.1）

検定証印

指定製造事業者の検査に合格したもの



30.1（又は2018.1）

基準適合証印

≫ 定期検査について

取引・証明に「はかり」を使用している場合は、検定に合格した「はかり」であっても、正確性を維持するため、2年に1回、定期的に検査を受ける義務があります。（計量法第19条）
これに違反すると50万円以下の罰金が科せられます。（計量法第173条）

この定期検査は、地域ごとに決められた検査会場で計量行政機関から指定を受けた指定定期検査機関（大阪府は、一般社団法人大阪府計量協会を指定定期検査機関に指定）が実施します。
合格した「はかり」には合格証が貼り付けられ、申請すれば合格証明書も発行されます。



定期検査合格ラベル

合格した
年月が記載
されてい
ます。



定期検査済ラベル

》 所在場所検査について

定期検査を受けなければならない「はかり」で、移動が不可能な大型はかりなどは、その「はかり」の所在する場所で検査を受けることができます。

》 代検査について

代検査とは、指定された検査会場に「はかり」を持参できない場合、「はかり」を使用している事業所に計量士（国家資格）が出向いて検査を行う制度です。合格した「はかり」には合格証が貼り付けられ、合格証明書が発行されます。

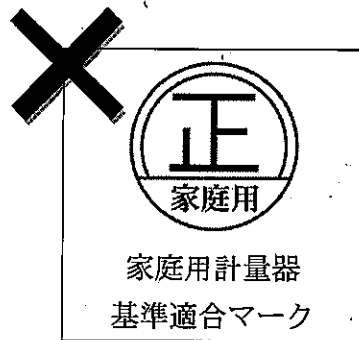
代検査を受ければ、定期検査は免除されます。

代検査のメリット

- ・ 検査会場まで「はかり」を運搬する手間が省け、運搬による破損が防げます。
- ・ 「はかり」の正しい使い方等の指導が受けられます。
- ・ 計量士と受検日を調整すれば希望の日に検査を受けることが可能です。

》 取引・証明に使えない「はかり」

- ・ 検定証印等の無い「はかり」
- ・ 定期検査を受けていない「はかり」
- ・ 定期検査で不合格になった「はかり」
- ・ 家庭用計量器
(ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール)



》 定期検査免除（新品）について（平成29年10月に政令改正されました）

検定証印



2023. 8

基準適合証印

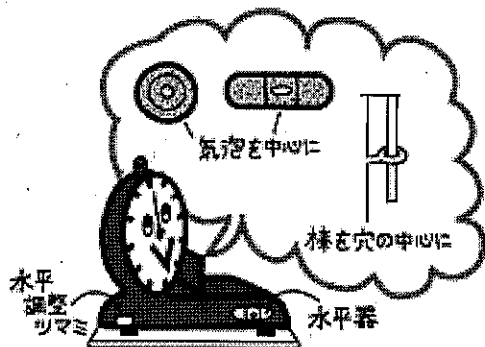


2023. 8

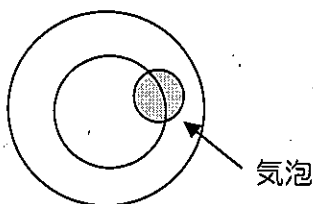
検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

はかりが水平でなければ正しく計量できません。

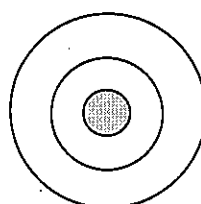
「正しい計量は正しいはかりから！」 最初は正しく水平を合わせていても、日々の計量作業で少しずつ移動して水平が合わなくなっていたり、レイアウトの変更で水平が取れていなかったりしています。はかりに付いている水平器を見ながら水平調整ツマミを調整して、水平を合わせましょう。水平調整ツマミのないはかりは、脚の下に板などの硬い物を敷いて調整しましょう。



傾いた状態の水平器



水平な状態の水平器



「はかり(調剤用・体重計)」をお使いの 医療機関等 の皆様へ ～正しい「はかり(調剤用・体重計)」で、正確な調剤・検診等を～

医療機関や薬局等で行う調剤は、計量法に定める「取引」に該当し、また、健診等において測定した体重を健康診断票等に記載し、通知・報告等を行う場合は、計量法に定める「証明」に該当しますので、これらに使用する「はかり(調剤用・体重計)」については、以下の事項を遵守してください。

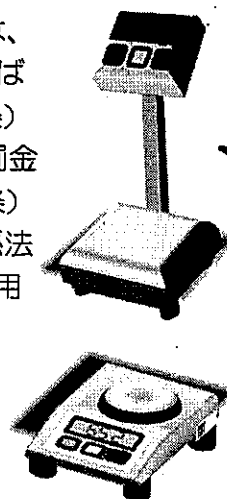
■ 検定証印等が付いていること

「取引又は証明」に使用する「はかり(調剤用・体重計)」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければなりません。
(計量法第16条)

これに違反すると、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。
(計量法第172条)

検定証印等は、その「はかり(調剤用・体重計)」が計量関係法令に定められた基準を満たし、適正な「取引又は証明」に使用できる証です。

はかりのどこかに
検定証印等がなければなりません



検定証印
又は



基準適合証印



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付いた「家庭用計量器」は、「取引又は証明」には使用できません。

■ 定期検査を受けていること

「取引又は証明」に使用している「はかり(調剤用・体重計)」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。
(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり(調剤用・体重計)」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり(調剤用・体重計)」を「取引又は証明」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。



合格シール
(定期検査済証印つき)

■ 正しく使うこと (水平・ゼロ点)

正しい値を得るためには「はかり(調剤用・体重計)」を正しく使用することが大切です。調剤や体重測定を行う前には、以下のことを必ず確認してください。

- 「はかり(調剤用・体重計)」が傾いていないか？(はかりに付属する水平器で確認)
- 「はかり(調剤用・体重計)」の表示値が「0」になっているか？(ゼロ点の確認)



水平器



■ 定期検査免除について

検定証印



2023. 8

基準適合証印



2023. 8

検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

■ 定期検査の日程

日 時	場 所	所 在 地
令和6年8月5日（月曜日）	松原市役所 1階市民ロビー	松原市阿保1丁目1番1号
令和6年8月6日（火曜日）		
令和6年8月7日（水曜日）		
令和6年8月8日（木曜日）		
令和6年8月9日（金曜日）		

検査時間について、午前10時30分から午後3時30分までです。

（ お 問 合 せ ）

使っている「はかり」は、

- ★ 「検定証印」(基準適合証印)が見当たりません...
- ★ 「家庭用」の表示があります...
- ★ 「定期検査」を今までに受けたことがありません...
- ★ 「検定証印付体重計」を購入しました

上記に当てはまる方、そのほかこのご案内の内容や、その他「はかり」についてご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。



大阪府計量検定所 検査課

〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072) 872-7877(ダイヤルイン)

FAX (072) 872-6515